

下志段味土地区画整理施行地区内で
建築行為等を予定されている皆さまへ

76 条許可申請に係る取扱いの変更について

下志段味で実施している土地区画整理事業については、**令和 4 年 11 月 25 日(金)**に『**換地処分があった旨の公告**』が行われる予定です。公告があった日の翌日以降は、土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可は不要に、また、既に許可を受けた建築行為等については許可が無効(法 76 条の許可と無関係の工事となり、許可申請の内容から変更があっても届出等をする必要が無くなります。)となります。

これらを踏まえ、当組合における法 76 条許可申請の取扱いを、以下のように変更しますのでご案内申し上げます。

令和 4 年 8 月

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

1 新規の申請

	変更後の取扱い
申請(意見照会)の受付	11 月 1 日(火)からは原則として受け付けません。 (工事着手までに換地処分公告が行われる可能性が高いため) なお、10 月までは受け付けますが、許可までに通常 3 週間程度かかるため、 <u>換地処分公告の翌日以降の工事着手も含め、スケジュールやコスト等を十分検討した上で申請するようにしてください。</u>
建築工事保証金の預託	預託(振込み)は 不要 です。

2 許可を受けた建築行為等

	変更後の取扱い
着手届の提出	換地処分公告の翌日以降は不要です。組合による立会いも行いません。
完了届の提出	換地処分公告の翌日以降は不要です。組合による立会いも行いません。 工事に伴う境界標、道路構造物の破損等については、直接関係者に連絡し適切に対処してください。
預託済の建築工事保証金	換地処分公告の翌日以降すみやかに返却します。 組合から連絡しますので「建築工事保証金振込依頼書」を提出してください。